

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

第5回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第5回）

議事次第

日 時：令和2年12月14日（月）15：00～17：00

場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンタールーム14A（14階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）ヒアリング

3. 閉 会

○金子室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、ウェブ会議も併用しまして、池田構成員、栄留構成員、榎本構成員、大谷構成員、久保構成員、田中構成員、堀構成員、前橋構成員はウェブでの御参加となります。また、川瀬構成員、奥山構成員は遅れて参加されるとのことでございます。

今回、ヒアリングをお引き受けいただきました、大分県様、自立生活センター・ムーブメント様、基督教児童福祉会バット博士記念ホーム様、それから社会的養護経験者全国ネットワークの菊池様、田邊様、布施様にも御出席いただいております。なお、バット博士記念ホームの佐藤様、篠塚様は、30分ほど遅れて御到着とのことです。

それでは、これより先は相澤座長に進行をお願いいたします。

○相澤座長 座長の相澤でございます。前回に引き続きまして、年末のお忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子室長補佐 資料1-1から1-3までが大分県様の提出資料、資料2が井上龍之介様提出資料、資料3がバット博士記念ホーム様提出資料、資料4-1から4-4までが中村構成員、菊池様、田邊様、布施様の提出資料。また、永野構成員より、ヒアリングの質疑との関係で提出資料がございます。ほか、参考資料です。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいですか。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の進行につきましては、ヒアリングに御協力いただきます方々の提出資料につき、それぞれ15分程度御説明いただき、質疑応答の時間を15分程度設けます。まず、大分県様、次に井上龍之介様、次にバット博士記念ホーム様、最後に中村構成員、菊池様、田邊様、布施様の順番に行ってまいります。4つの関係者、関係団体からヒアリングを行いますので、終了時間が若干オーバーするかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

なお、永野構成員からの提出資料がございますけれども、これについては次回御説明をお願いしております。

それでは、大分県様、資料1の御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○大分県（嶋岡様） 大分県の嶋岡と申します。今日はよろしくをお願いいたします。それから、今日は児童相談所のことに話が及んだときに備えまして、大分県の中央児童相談所から山添さんに同席していただいております。

○大分県（山添様） こども相談支援一課長の山添と言います。よろしく申し上げます。

○大分県（嶋岡様） 大分県は今年度、国の補助を受けまして、子どもの権利擁護に係る

実証モデル事業を実施しております。その実施状況につきまして御説明させていただきます。資料に沿って御説明させていただきます。

まず、推進体制についてです。推進につきましては、全般的に大分大学の協力を得て推進しているところです。意見表明支援員の養成や活動につきましては、大分大学に委託して進めております。

次に、運営体制です。児童福祉審議会につきましては、当面、既存の部会を活用することにしております。大分県には児童相談部会というものがございまして、施設への入所措置等に関する事、被措置児童等虐待に関する事、死亡事例の検証に関する事等について審議するための部会がございまして、ただし、この部会は2か月に1回の開催でありますことから、子どもの意見表明に関する事案の審議につきましては、臨時会を開催して行うこととしております。また、新たに権利擁護部会の設置を検討しているところです。

続きまして、事務局についてです。児童相談部会の事務局が臨時会に関する庶務についても担当することとしております。

次に、子ども権利擁護調査員です。県が嘱託職員1名を雇用しまして、事務局に配置しております。調査員の主な業務は、意見表明の受付、意見表明支援員の手配の依頼、臨時会の開催の調整や調査。そして、調査結果を臨時会へ報告すること、子どもへ審議結果を報告すること。それから、部会が児童相談所に意見具申を行った場合などにおきましては、児童相談所が対応した結果を子どもに報告することといったことが調査員の役割となっております。

意見表明支援員につきましては、大分大学に養成等を委託しまして、約20名の意見表明支援員を養成していただいております。大学の主な役割は、意見表明支援員の養成、活動の調整、研修などでございます。意見表明支援員の主な業務は、児童養護施設・里親・ファミリーホームへの巡回訪問と、その際に行います啓発活動です。また、一時保護所への定期訪問、子どもとの面談です。体制は、ガイドラインに基づき整備しております。

次に、実施方針です。1つは、取組が始まった後に意見表明支援員をより利用していただけるように、そして仕組みが定着するようという事で、施設の職員さんや里親さんとの事前の協議を十分に行うこと。そして、意見表明を希望する子どもを長く待たせるようなことにならないように、実施状況を確認しながら徐々に対象施設を拡大する。こういう点に配慮しながら進めております。

続きまして、実施方法です。

一時保護所についてです。対象児童は、小学生以上の全ての児童としておりまして、保護の理由や保護期間などで制限することはしておりません。制度の説明につきましては、担当児童福祉司が、子どもが一時保護所に入所した後、速やかに制度の説明を行います。

意見表明支援員との面談は週に1回、4名の意見表明支援員さんに児童相談所に来所していただいております。その当日、調査員や事務局の職員が子どもに用紙を配付いたしまして、それに○×を記入していただいて、それを回収するという方法で面談の希望者を募

集しています。自由時間とかグループワークで過ごしている時間帯に、希望する子どもさんを面談に御案内しております。

意見表明支援につきましては、面談の結果、子どもが担当の児童福祉司等へ意見表明支援を希望する場合は、調査員が直ちに担当の児童福祉司等の都合を確認しまして、可能な場合はその日のうちに意見表明支援員が同席して、子どもの意見表明を支援しております。また、子どもが児童相談部会での意見表明を希望する場合は、臨時会に意見表明支援員も出席して子どもの意見表明を支援することにしております。

臨時会を開催する場合は、調査員が審議に必要な調査を実施し、臨時会を開催。審議の結果、児童相談所等へ意見具申をすることになった場合は、事務局が速やかに具申書を発出いたします。

臨時会の開催後、速やかに審議結果を子どもに報告します。意見具申を受けて児童相談所が対応した場合には、その対応結果も速やかに子どもに報告します。このとき、子どもの希望に沿わないような結果を報告しなければならない場合など、必要に応じて意見表明支援員も、調査員の子どもへの報告に同席していただくことしております。

続きまして、児童養護施設での実施についてです。

制度説明につきましては、先に施設の職員さん全体に対して実施方法等について説明をいたしまして、意見交換を行います。その後、子どもへの説明ということになりますけれども、今、実施している施設では、幼児から中高生まで、子どもの理解力等に応じて全体を3つのグループに分けて実施しております。調査員と意見表明支援員が施設を巡回訪問して、動画を用いるなどして制度の説明を行っております。

意見表明支援員との面談につきましては、基本的には子ども本人や施設の職員さんから意見表明支援員の呼び寄せ依頼を受けて面談日時を調整することにしてありますが、子どもが希望する場合には、巡回訪問当日に面談することもあります。

面談の結果、子どもが担当の児童福祉司等への意見表明支援を希望する場合は、後日、日程を調整の上、意見表明を支援します。子どもが部会での意見表明支援を希望する場合は、臨時会において意見表明を支援します。

それ以降の調査・審議・意見具申以降につきましては、一時保護所と同じ流れとなっております。

続いて、里親・ファミリーホームでの実施については、里親サロンの場をお借りして里親さんに制度の説明を行いました。これまで4回出席して意見交換等を行っております。また、その中で里親さんの要望を受けまして、里親さんと意見表明支援員の顔合わせを行ったり、訪問時のロールプレイなども実施しております。子どもへの説明は、意見表明支援員が里親家庭を巡回訪問して行います。初回は、里親さんにも同席していただくことしております。

意見表明支援員との面談につきましては、子ども本人や里親さんからの意見表明支援員の呼び寄せ依頼を受けて、面談日時を調整の上、面談することになります。資料に誤りが

ございます。マル2の3つ目のポツに「子どもが希望する場合は、巡回訪問当日に面談することもある」と書いておりますけれども、これは誤りで、正しくは「子どもが特に希望しなくても、2回目の巡回訪問は子どもと意見表明支援員だけで面談する」としております。大変申し訳ありません。訂正をお願いします。

あと、意見表明支援以降につきましては、施設の場合と同じということでございます。続きまして、実施状況です。

一時保護所では、11月30日に定期訪問1回目、2回目、今週3回目ということでございますけれども、これまでに合わせて4名の子どもが面談を希望し、面談を実施しております。そのうち1名が児童福祉司への意見表明支援を希望し、当日、意見表明支援することができております。

児童養護施設では、12月2日に巡回訪問の1回目を行い、このときは小学生を対象に制度の説明等を行っております。その後、幼児さん、それから、今日、中高生への制度説明を予定してまして、今日、1か所目の施設に入所している子どもさん全員への説明が終わる予定となっております。この後、2回目の巡回訪問を1月に予定しております。そして、12月7日には、2か所目の児童養護施設への事前説明を行いました。この後、施設の職員さん全体への説明と意見交換の実施を調整中です。2か所目の児童養護施設では、2月から3月にかけて巡回訪問6回を計画しているところです。

里親・ファミリーホームでは、12月13日に巡回訪問を開始いたしまして、この日は3か所の里親家庭を訪問し、快く受け入れていただけたと報告をいただいております。今年度は、大分県里親会6ブロックのうちの1ブロックを対象に活動を行っております。今年度、各里親家庭を2回巡回する予定としております。

その他です。

事前にいただきました御質問に関することですが、意見表明支援員の養成等についてです。

まず、募集についてですが、アドボケイト養成研修の開催を大学のホームページで御案内する一方で、過去に大学の公開講座を受講された方を中心に御案内しております。そして、アドボケイトの養成研修を3日間開催し、プログラムを資料としてつけさせていただいておりますけれども、33名の方に受講していただきました。それから、アドボケイト事前講習会として、ロールプレイ中心の講習会を2回開催しております。それ以降、毎月実施する研修会や、随時行うスーパーバイズによって養成を続けていくことにしております。

活用については、一時保護所、施設、里親さんの別に担当者を決めて巡回等を実施しております。ただし、呼び寄せ依頼を受けて対応する場合等につきましては、その都度大学に人選をお願いする形を取っております。

評価については、当事者アンケートを実施するなどの方法による評価を今、検討しているところです。

今後は、モデル事業の実施状況を踏まえまして、来年度における新たな候補者の養成に

ついて検討する予定としております。

それから、他の自治体が施設入所措置している子どもに対する意見表明支援についてです。制度の説明や意見表明支援員との面談については、本県が措置している子どもと同じように行いまして、施設における生活上の困りなどにつきましては、本県において対応いたしますが、児童相談所の措置に関する事など本県では対応できない内容の場合は、子どもが希望すれば、措置している児童相談所へ伝えたいと考えております。

事業開始前の児童相談所における意見表明支援についてです。これもどこの自治体も同じような内容だと思いますけれども、こういった形で対応しているということを資料の中に加えさせていただいております。説明は省略させていただきます。

その他、資料にありませんけれども、少し補足させていただきます。事前にいただいた御質問のうち、子どもへのアクセシビリティについての対応や工夫についてです。

一時保護所での実施につきましては、毎週、面談日を設定しております。それから、一時保護所の中に次の面談日を掲示しております。また、次回来てくれるアドボケイトさんの顔写真やプロフィールを、大学が作成していただいたものですが、それを一時保護所内に掲示しております。

施設、里親さんでの実施につきましては、担当のアドボケイトをなるべく固定するようにしております。

また、施設の職員さんや里親さんとの事前の意見交換をしっかりと行って、意見表明支援員呼び寄せ依頼へ積極的に協力していただけるような体制を構築しようとしております。

調査員は行政についても熟知する必要があるが、どのように人選されたかという御質問もいただいております。今回、調査員を児童相談部会の事務局に配置したところです。児童相談部会の事務局は、被措置児童等虐待などの調査も行っておりまして、事務局に調査員を配置することによりまして、行政に関することは補えると考えております。ただ、問題は、ガイドラインにもありますとおり、独立性や第三者性を損なわないように、調査員の業務の監督・指示等は部会の委員が行う等の工夫をする必要があるという記載がございますが、そのところです。今後の権利擁護部会の設置に向けて、この点をどうするかというのが大きな検討課題となっております。

最後に、県全域で実施することとなった場合のアドボケイトの人数や経費についてです。子どものニーズに答えやすくするためには、アドボケイトの人数は多いほどよいと思います。一方で、専門性を備えたアドボケイトの養成は、なかなか簡単ではないと感じております。大分県におきましては段階的に進めていますが、来年度中には県全域での実施に近づけたいと考えている中におきまして重要なことは、この取組は、1回始めるとやめるわけにはいかないということだと思います。

子どもから呼び寄せ依頼があれば、早く面談して意見表明を支援できる体制を維持していかなければなりません。持続可能な予算の規模でその部分を維持することになりますと、制度説明のために施設等への巡回訪問をやっておりますけれども、この辺のやり方などに

つきましては今後の検討が必要かと感じているところです。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、大分県様のヒアリングの内容について、構成員の皆様から御質問、御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

大谷構成員、どうぞ。

○大谷構成員 ありがとうございます。詳しい御報告ありがとうございました。

質問が2点あります。

1点目は、御説明の中でも、意見表明支援員という言葉とアドボケイトという言葉が出てきまして、資料1-2を見せていただきますと、子どもさんへの説明パンフレットでしょうか、子どもアドボケイトと書かれていると思うのですが、これは大分県の行政用語としては意見表明支援員という言葉をお使いになっていて、子どもさんには子どもアドボケイトという言葉で周知されているかということと。子どもアドボケイトという言葉で、子どもさんのほうは、それで定着といいますか、どういう人かということで、すんなり理解されているということでしょうかというのが1点目です。

2点目は、最後のほうで、県全体に展開した場合の経費という言葉がちょっと出たのですが、調査員のほうは、資料ですと嘱託職員としてと書いてあったので、お給料ではないのでしょうか、報酬が出るのかなと思ったのですが、子どもアドボケイトのほうはどうなっているのでしょうか。もし私が説明を聴き漏らしたのだとしたら大変申し訳ないですが、教えていただければと思います。

以上2点です。よろしく願いいたします。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、以上2点、大分県のほうから御説明をお願いいたします。

○大分県（嶋岡様） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目のアドボケイトの呼び方についてです。実際に子どもに説明するときは、アドボケイトに統一しておりますが、本日の報告に関しましては、ガイドラインに基づく取組ということで、ガイドラインの意見表明支援員という言葉を使用しました。

それから、2点目です。経費に関することですが、アドボケイトの活動に関する部分につきましては、そこも含めて大分大学に委託しています。委託している全体の中から研修していただいたり、アドボケイトさんの活動に関する部分についてもお支払いをお願いしているといった状況です。

○大谷構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 それでは、久保構成員、お願いします。

○久保構成員 ありがとうございます。

御説明の中で、私も聴き漏らしたかもしれませんが、意見表明を受けた後の調査・審議とか結果報告が非常に重要かと思うのですけれども、調査・審議にかかる期間とかに

ついて、ある程度の目安の期間、例えば一、二週間とか、そういった期間が設定されているのか。また、審議会のほうですけれども、臨時会を開くということですから、ここまでには開きますよとか、そういった目安があれば教えていただきたいというのが1点。

もう一点が、結果報告のところで、子どもたちに結果の報告をするということですから、どの程度のものなのかというのを、基準とか基本とされているものがもしあれば教えていただきたい。

この2点でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、大分県のほうから、その2点について御説明をお願いします。

○大分県（嶋岡様） まず、期間の目安についてです。今、御質問いただきましたとおり、調査は迅速に行いたいと思っておりますけれども、気がかりなのは臨時会をどれくらい早く開催できるかというところです。まだ開始したばかりで、臨時会の開催はこれまで一度もないわけですけれども、児童相談部会の委員の皆様方には、臨時会の開催が必要になり次第、すぐに日程調整を始めさせていただきますということをお願いしております。ですので、委員さんが日程の都合がつく最も早いタイミングで臨時会を開催したいと考えておりました、一、二週間以内という目安は設けておりません。一日でも早くということを進めたいと考えております。

それから、子どもに対する結果の報告ですけれども、子どもからどういう意見表明があるかということによっても違ってくる部分はあるかと思うのですけれども、なるべく子どもが納得できる説明をしたいと考えておりました、子どもにどう返すのかということについても、委員の皆様のお意見をいただいた上で子どもにはフィードバックしたいと考えております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

久保構成員、よろしいでしょうか。

○久保構成員 すみません。結果報告についてですけれども、例えば審議会で出た御意見とか、誰が言ったかは別にして、子どもさんにもこういった話も出ているよというのを伝えたりすることはあるのでしょうか。

○大分県（嶋岡様） 審議会の委員にですか。

○久保構成員 審議会の委員さんの御意見とかを、子どもさんにこういった意見があったよということを伝えるかどうかということですから、けれどもね。

○大分県（嶋岡様） 誰がということではないのですけれども、流れとして、そういう審議会の中で、あなたの意見を審議しますということは事前に子どもにお伝えしていますので、その審議会での審議の結果ですということですから子どもにお伝えします。

○相澤座長 よろしいでしょうか。

○榎本構成員 1点だけよろしいですか。榎本です。すみません。

○相澤座長 どうぞ。

○榎本構成員 これは、別の事業の経験ですけれども、児童相談所で専門家を集めて、いろいろ意見を聴いて処遇に反映するという事業を1年か2年やったのですけれども、そのときにこじれが出てきて、日程調整して議論すると、どうしても1か月かかってしまうということがあったのです。そういう意味で、長期間になってしまう、1か月になってしまう場合に仕組みを変えるということをお聞きしたいのですが。

○相澤座長 ありがとうございます。

大分県さん、お願いします。

○大分県（嶋岡様） 今の時点で仕組みを変えることは考えておりません。もし1か月もかかるようなことであれば、臨時会の開催の仕方を考えたいと思っております。子どもからその場で意見表明したいという御希望があれば、必ずそういう会を開かないといけないわけですけれども、そうでない場合は、Zoomによる開催といったものも考えていきたいと思っております。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 ありがとうございます。先駆的になさっているもので、ぜひ、この先の結果が知りたいと思っています。最初のほう、私が少し遅れて来たので、もしかしたら聴き逃しているのかもしれないですけれども、1つ教えていただきたいのは、子どもの意見を聴く前提として、子どもが自分に意見表明権があることを知っているということが重要だと思いますし、それ以外の権利があることもしっかりと知っているということがとても重要なことだと思います。後ろのほうに、それ以前から権利ノートの配付というのが書いてあるのですけれども、どのような形で一時保護所等での子どもへの権利教育をなさっているのか、その辺をお伺いしたいと思いました。

○大分県（山添様） 児童相談所、山添です。

権利ノートを入所の際に配るのですけれども、そのときに基本的には担当ケースワーカー、担当心理、保護所の職員も含めて、その権利ノートを基に、あなたにはこういった権利があるということを、子どもの理解に合わせて説明するようにしております。ただ、どうしても保護所は外の生活とは違って、制限がかかること、例えば電話できないとか、友達と会えないとか、学校にはなかなか通いにくいといった部分もありますので、そういったことも踏まえて、少し権利制限がある中でも、可能な範囲の権利はあなたにはありますと。

それから、特に重要である意見表明については、心配なこと、気になることは職員に話してくださいといったことで説明しながら、また面接などでも何か気になることがないかということを確認したりという日常的な対応はしてきたと思っています。

以上です。

○奥山構成員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、一時保護所で学習の権利とか、いろいろなところが制限されていると思うのですが、権利が制限されているというよりも、もともと権利があるのだけれども、守るためにそういう状態があるのだと。そこに対して、意見があるなら言ってもいいのだというあたりのことをしっかりと教育したほうが良いと思っています。制限された部分を外して権利を教えるというのは、違うのではないかと思います。これは意見です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

池田構成員、お願いします。

○池田構成員 池田です。ありがとうございました。

拝見いたしますと、ガイドラインにかなり沿った仕組みをお作りになっているなど感じましたけれども、もともと大分県のほうで、こういう権利擁護の仕組みというのはあったのでしょうか。と言いますのも、既存の権利擁護の仕組みがあるところというのは、こういうガイドラインが示されても、かえってそれをなかなか入れにくい。既存のものとういうふうに調整をつけるかというのが難しく、なかなか入れにくいという話も聞いたりするものですから、そういうところでお尋ねしています。教えていただければと思います。

○大分県（嶋岡様） 資料のその他の一番最後のところに、これまでの意見表明支援を記載させていただいたのですが、どこの児童相談所でもやっていることなのかなと思いつつ、ちょっと省略させていただきました。その中で、1つは、施設に入所する前や里親に委託する前に子どもに権利ノートを配付しております。その権利ノートには、運営適正化委員会宛での切手つきの相談はがきがついておりまして、何か困ったことがあれば、それに書いて投函してくださいということを子どもには伝えてきておりましたが、利用が低調で、実際に定着しているとは言えないような状況がございました。

あと、一時保護所では意見箱を設置しておりまして、そちらのほうは比較的利用されているという状況がございました。

ありがとうございます。

○相澤座長 よろしいでしょうか。それでは、大分県さんのヒアリングはこの辺にしたいと思います。具体的で丁寧な御説明ありがとうございました。

続きまして、自立生活センター・ムーブメントの井上様から御説明をお願いしたいと思います。なお、本日は、補助していただける方として前島さんが御参加していただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○前島様 ムーブメントの前島と申します。

今日は、井上さんがリラックスしてしゃべりやすいように、トークセッションで行わせていただきます。よろしく願いいたします。

井上君、自己紹介からお願いします。

○井上様 自立生活センター・ムーブメントの井上龍之介と言います。よろしくお願ひします。自立生活してから6年目になります。今日はよろしくお願ひします。

○前島様 井上君は、施設、大阪のほうで過ごされていたのですね。その施設はどういうところだったのですか。どのような生活をされておりましたか。

○井上様 自分の通っていた施設は障害児の施設で、6歳から18歳まで、その施設にいました。施設での生活は、朝7時に起床して、着替えて、7時半に御飯を食べて、そのときは、自分のいた施設の場合は、御飯かパンか選べて、自分は御飯で、7時半から8時までが朝御飯の時間で、8時から9時までがトイレに行ったり、学校の用をしたりしていました。

○前島様 毎日、御飯食べる時間とか着替えたりする時間とか、すごく決められていたのですね。学校までは近かったのですか。

○井上様 学校はつながっていました。施設と病院と学校が全部つながっていて、すぐ隣が学校でつながっていました。

○前島様 戸を開けて、横に行ったら学校があるみたいなイメージですか。

○井上様 普通の学校では、家があって、玄関を出て、人によるのでしょうかけれども、そこから15分、20分ぐらいしたら学校に着くのですけれども、その施設の場合は、玄関からスロープで学校までつながっていて、外に出るということはなく、そのまま直通で学校に行けて、雨の日も晴れの日も関係なく、傘を持たずに行けました。

○前島様 変わりばえのない日常だった感じですね。

○井上様 はい。

○前島様 次、施設で困ったこととか、悩んだこととか、その学校のこととかでも全然大丈夫ですけれども、全般的に困ったこと、悩んだことはありますか。

○井上様 困ったことは、自由に外に出かけられなかったことです。施設から外に出ようと思ったら、1か月前ぐらいに院長さんの許可と病院の医師の判こが必要でした。案みたくない、どこに何時に行くというのも資料に書いて渡さないといけませんでした。

○前島様 では、学校も併設されていて、外に出る機会もないですし、遊びに行ったりする機会もなく、ストレスとかたまりましたね。

○井上様 大分たまりました。自分の場合は、まだ動けるほうだったのでよかったのですけれども、重度の人とか、ふだんベッドにいて動けない人とかは、職員さんと大勢で行かないといけなかったので、自分もストレスがたまったのですけれども、重度の子のほうがもっとストレスがたまったのではないかと思いました。

○前島様 今、自立生活されていると思うのですけれども、外にヘルパーを利用して出かけたりすることによって、世界が開けたりしましたか。

○井上様 はい。今、自立生活して6年目ですけれども、自立生活するまではずっと施設にいたので、健常者がやっているふだんの生活とか、全然分からなかったもので、特に困ったのが、外に出られないから地図とかは今も苦手ですけれども、地図で行きたい場所に行

くときに道に迷ったりとか、普通に御飯を作ろうと思っても、同じ商品でもスーパーによって値段が違ったりとか。

あと、特にびっくりしたのが、炊飯器があるのですけれども、施設にいたときはでかい炊飯器、業務用の炊飯器しか知らなくて、家電屋さんに行ったら小さい炊飯器があって、すごくびっくりしました。

○前島様 今、思えば、学ぶ機会とか、もっと欲しかったりしなかったですか。どうですか。

○井上様 欲しかったです。

あとは、もうちょっとお金の勉強とか、社会のマナーとかを勉強したかったですね。学校では教えてもらえるのですけれども、実際やってみないと分からない部分があったので、その辺をもうちょっと教えてほしかったですね。

○前島様 そういう困ったこととか嫌なことは、施設の職員さんにお話しして相談とかできましたか。

○井上様 1人はいたのですけれども、その職員さんもなかなか忙しくて、ほかの子を見ないといけないので、相談しても時間が限られていたし、毎日相談することはできなかったですね。

○前島様 外部から来る大人の人とか、いろいろな人に相談してみたいと思うことはありますか。

○井上様 自分の場合、外部に相談することがなかったので、基本的な施設の生活の不満とか、外出をもっとしたいとか。あと、普通にイベントなどにもっと行きたいとか、そういうものをなかなか相談しにくかったので、そういうのも相談したかったと思います。

あと、高校生ぐらいの年上になると、隣の子が泣いたりしていたので、寂しかったり、親になかなか会えない子とかが泣いているときに、かわいそうと思いました。

○前島様 相談できたほうがいいかなと、今、思えばという感じですね。

○井上様 はい。

○前島様 ほかにいろいろな支援があったらよかったのと思うことはありますか。

○井上様 外出支援のほかにも、お金の勉強とか、それ以外にも切符の買い方とか、あとは何が疑問なのかがよく分からなくて、自分はこの生活をしていて、そもそも情報が入ってこないで、何が正しいかも分からないし、何が間違っているかも分からない。そういうところがつらかったですね。

○前島様 それは、自立生活して経験して、自分の中で悩んだことというか、そんな感じだったのですね。

○井上様 はい。

○前島様 様々な情報の制限がある中で、自立生活をどうやってしたいと思ったのですか。何かきっかけがあったのですか。

○井上様 土曜日に自立生活を先にしている先輩たちが遊びに来るのですけれども、その

ときにヘルパーさんの使い方だったり、実際に自立生活の仕方とかを教えてもらって、それで自分も自立生活してみたいなど、高校生のあたりから思っていました。

○前島様 卒業された方で先に経験されている方も心強い感じだったんですね。

○井上様 はい、大分。

○前島様 定期的にOBの方が訪問されたり、進路についての悩みを聞いてもらったらよかったのにも思ったことはありますか。

○井上様 もうちょっと施設内で講演会とかをできたらいいかなと。まず、自分はこうやって自立生活をしたいとなったのですけれども、そもそも障害者がどういう生活をしているか分からない人も、施設の人や職員でも知らないことがあるので、そういう講演会とかは年に何回かやってもいいのではないかと思いました。施設の先輩たちの話を聴いて、もしかしたら自分も自立生活できるのではないか。職員も、実際その話を聞いて、そういう生活もできると思ったりとか、それを機に、ほかの人の進路がもしかしたら自立生活の方向に行くのではないかと思いました。

○前島様 最後に、井上さんが施設で経験できなかった分を、自立生活されて5年ぐらいですけれども、その中で経験されたことをこれから目指す人に伝えたいことはありますか。

○井上様 自分も自立生活して6年目ですけれども、まだまだ課題があって、道を覚えられなかったり、ヘルパーさんがころころ変わるので、指示の出し方とか。自分の場合、学生さんとかも入るので、指示の出し方とかを人によって変えたりしているので。あと、ヘルパーさんの関わり方とか。最初は多分しんどいと思うのですけれども、実際やってみたら、さっきも言ったのですけれども、自由に外に出られたり、お風呂に入れたり、好きなところへ行けたり、夜更かししたりとかできる。

あと、もう一つ、自分は自立生活ムーブメントに出会ったのですけれども、そのときから障害者の現状とか、今でも地下鉄の問題とかバリアフリー化の問題とか、ムーブメントに出会っていなかったら、そういうことも知らなかったので、そういうことを学べるのも自分的にはよかったかな、いい経験になったかなと思いました。

以上です。

○前島様 以上で質問を終わります。

○井上様 ありがとうございます。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、井上様のヒアリングの内容について、構成員の皆様から御質問、御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いします。

堀構成員、お願いします。

○堀構成員 井上さん、どうもありがとうございました。とてもいいお話を聞かせていただいて、当事者の声が一番大事だなと改めて思いました。

それで、施設の職員さんに対して、話しやすいことと話しにくいことがあるかなと思うのですけれども、外部から来る人に話しやすいというのがあると思うのですけれども、職

員さんと外部から来る人というのでは、どちらが話しやすいか。こういう内容は外部の人に話しやすいとか、そういうことはあるでしょうか。

○井上様 自分は、外部にも話したのですけれども、自立生活のことや施設の悩みの共有したりとかは相談していました。でも、施設の職員の中でも、相談したら、思ってくれる人が数名いて、全員にはなかなか話せなかったのですけれども、ごく一部、そういう理解できる人とかはいました。そんな感じです。

○堀構成員 では、外から来た人に対して、話しやすいと思いますか、話しにくいと思いますか。

○井上様 自分は、話しやすかったかなと思っています。というのも、年代は違うのですけれども、同じ経験をしているので、そういうところで盛り上がったり、話しやすかったり、問題点的なものも話せてよかったかなと思います。

○堀構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、中村構成員。

○中村構成員 お話ありがとうございます。大きな炊飯器の話は、私は、児童養護施設経験者ですけれども、共感できました。ありがとうございます。

私からの質問ですが、井上さんが施設で生活されているときに、子どもの権利ということについて聞いたことがあるとか、知っていたかというのをお聞きしたいのですけれども、いかがですか。

○井上様 御質問ありがとうございます。

子どもの権利というのは、もともと知らなかったです。というのも、学校ではバリアフリーとかは教えてくれるのですけれども、子どもの権利とかは教えてくれませんでした。普通に講演会とかあったのですけれども、そういった子どもの権利とかは、ムーブメントに来て教えてもらったりしました。

○中村構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、奥山構成員。

○奥山構成員 先ほどの中村さんの質問に続けての質問ですけれども、井上さんのほうから、ムーブメントと出会って、子どもの権利とか障害者の権利ということを知られたということでした。特にその中でも意見を言う権利、意見を尊重される権利というのがあるわけですけれども、昔からその点を知っていたら、こんなことをしたのにとか、こんなこともできたかなということは何かありますか。

○井上様 知っていたら、高校生ぐらいになってからだと思うのですけれども、もうちょっとこういう制度にできないとか、地下鉄とか、バリアフリーについて自分でも言えるのではないかと。施設の外へ出たときに、ここは不便だからバリアフリーにしてほしいとか、

多目的トイレがないところに、もうちょっとトイレをつけてほしいとか、こういう制度があるからぜひつけてほしいとか。あと、ほかの子にも、年齢が限られてくるのですけれども、自由にできる子がいたら、その情報を共有できるのではないかと思います。

以上です。

○奥山構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、実体験を通した、とても有意義な御説明ありがとうございました。

○井上様 ありがとうございます。

○相澤座長 続きまして、バット博士記念ホーム様より資料3の御説明をお願いいたします。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） ただいまより、子ども参加の自立支援計画策定の実践報告をさせていただきます。基督教児童福祉会バット博士記念ホームから来ました、私は心理療法担当職員の佐藤治美と申します。

○バット博士記念ホーム（篠塚様） 家庭支援専門相談員、篠塚利別香と申します。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） 指定の発表時間では収まらないような資料を用意してしまいました。ですので、資料の内容をかいつまんで説明いたします。また、事前質問の内容も資料に含まれております。不足は口頭でお伝えすることになると思います。早口でお聞き苦しいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私たちは、児童養護施設の現場で働いていますが、不適切な養育を受けたことによる愛着の課題、トラウマ、発達上の課題など、入所してくる時点で子どもの負っている重荷がだんだんと増えていっているような印象です。子どもたちには、まず安定した大人との関係性を体験してもらうところから施設での養育がスタートしますが、それは1人の人が担える仕事ではなく、複数の専門職によるチームで養育を行うことが今、求められている現状です。

続いての資料。バット博士記念ホームの紹介をいたします。1956年設立され、現在、入所定員は30名、法人型のファミリーホームを3軒持っておりまして、計48名の子どもたちが生活しています。その他、地域での子育て支援事業も幾つか行っている、それほど大きくない法人になっています。

また、法人の理念と基本方針、次のスライドですけれども、御覧のとおりです。設立当初より、個々の一人一人の人権を尊重するということを理念として大切にできています。また、子どもと職員である大人が共に生きることを大切に、ケア担当の職員は子どもたちと同じ家に住み込んで養育を行っています。担当者との関係が近いからこそ、それがよい方向に向かうように、複数の職員がチームとして機能して、透明性のある養育支援システムが必要となってきます。そのために、子どもから直接意見を聴くような取組は、私たちにとって子どもたちを安全に養育するために大切な取組となっています。

次のスライドです。養育を担当するケアワーカーという職員は、複数でチームを構成し

ています。私たちのホームの特徴として、1対1の関係性を子どもとつくる担当者という担当保母という職員を置き、その人をリーダーとして、1つのおうち、グループホームが主ですけれども、家庭舎と言われるおうちを1つのチームとして運営しています。

また、法人型のファミリーホームは、基本的に夫婦の職員が担当して、より在園期間の長期化が見込まれる子どもたちを養育しています。かなり珍しいと思うのですが、職員は住み込みで勤務しております。年々、職員の確保が厳しくなっています。そのため、ケアチームの中に日中の勤務を行うような生活支援員と呼ばれる職員を入れて、今、何とか運営している状態です。

職員の育成は、主にこのチームの中のOJTであったり、それぞれの職種ごとのOJTの現任訓練が中心となりますけれども、外部研修への積極的な参加や、新任研修を手厚く行うなどの職員育成の取組を行っています。

次のスライドです。これは、ケア担当のほかに子どもと直接関わるチームを表しています。それぞれの専門職が役割の中で動いて、互いにフォローし合いながら、子どもを取りこぼすことがないように支援を行っています。ここに関わるメンバーが自立支援計画策定の職員の中でのメンバーでもあり、また子ども参加の会議にも参加しています。

次のスライドです。大人や社会に対する不信感がとても強い子どもたちが多いのですが、そういう子どもたちにとって、周囲の大人と良好な関係を作ることは、とても難しいことです。そのため、子ども中心というよりも、子どもの目標を中心に置いて、子ども自身もそのチームの一員として何ができるのかということを考えてもらうことがとても必要になってきます。そして、複数と言っていますが、たくさんいる大人たちは、それぞれ何をしてくれる人たちなのかということ子どもたちにも理解してもらって、大人との関係を対立関係ではなく、目標実現のためのパートナーとして子どもたちに受け入れてもらいながら、並走することを通して、次第に大人や社会に対する信頼関係ができていけたらいいなと思っています。

次のスライド、自立支援計画についてですけれども、社会的養護にいる子どもたちが成長を保障され、次のステップに向かうために、どのような準備や支援が必要なのかということ明らかにするために、以下のような自立支援計画を定めることが今、義務づけられています。近年では、アセスメントに基づいた計画づくりが求められていますけれども、最も中心に置かれるべきは、その子どもの思いや意見であり、それをそのままの形で目標にするわけではありませんが、チームで話し合いながら、よりよい計画を模索する作業と機会が必要となってきます。

次のスライドです。ここから本題に入りますけれども、なぜ私たちが「子ども参加の自立支援計画」を始めるようになったのか。そもそも子ども参加の自立支援計画をしているから呼ばれるということなので、多くは子どもが直接参加していない現状があるのだなと推察します。

私たちのケースについてお伝えしますが、2009年頃から、特に中高生と職員との

間に不信感の溝のようなものが生じ始めて、中学生男児らがホームに戻らず、グループになっての夜間徘徊が継続しました。子どもから職員への暴力等の問題も悪化し、施設の中に安心感や安全感がなくなっていった時期が続きました。

そういう時代を経て、2013年2月に法人の施設内研修講師に、カナダと日本のインケアユース国際交流コーディネーターの菊池幸工氏をお招きして、カナダの子ども権利擁護について職員全員が学んで、大いに刺激を受ける機会がありました。

その内容の概要ですけれども、「私たち抜きで私たちのことを語るなかれ」という言葉は、すぐに子ども参加の自立支援計画を実施しなければいけないと結びつきました。また、子どものアドボカシーとは、子どもが自由に発言できるようにするだけではない。エンパワーするだけでもない。子どもが様々な意思決定過程に意味のある参加をすることであり、スピークアウト（自分の思っていること、感じていることを、思い切って言う、遠慮せずに話す）ができる環境と機会を得ることである。私は、このような内容だと受け止めて、大人の思いを子どもたちに押しつけて、実は子どもたちの話や本当の声をしっかり聴くことができていなかったのではないかという気づきと反省を多くの職員が得るに至りました。

そして、すぐに次のスライドの作業に取りかかり、それまではファミリーソーシャルワーカーが子どもにインタビューして、いろいろな希望を聴いた上で、大人で計画を立てていましたが、この後から自立支援計画の在り方について検討し、様式等もいろいろと変えて、次の年度から、中高生に関してですけれども、自分の自立支援計画を立てる際に必ず本人が参加することを決めて、子どもの意見表明の権利を守るための実践として、こういう取組をスタートさせました。

○バット博士記念ホーム（篠塚様） それでは、実際の自立支援計画策定について説明させていただきます。自立支援計画策定の全体の流れとしましては、児童相談所の方針の確認をまず最初にします。次に、子ども参加の自立支援計画策定会議を開きます。それを受けて、関係職員による自立支援計画策定会議を行います。これらを1つのルーティンとして、計画策定と中間評価、年度末評価ということで、年に3回の話し合いを持っています。

そして、子ども参加型の自立支援計画の実施方法についてです。まず、プロジェクトで自立支援計画表を大きく映し出し、自立支援コーディネーターが進行役を務めて、子どもが表明した希望や目標、それに対する具体的な取組などをその場で打ち込んでいくというスタイルを取っています。参加者は、子ども本人と担当ケアワーカー、ファミリーソーシャルワーカー、担当心理士、自立支援コーディネーターとなっています。

子どもとの自立支援計画策定会議を始める際に、次の文章を、資料にあるとおりですけれども、確認しています。「これはあなたの将来の夢や希望をかなえ、自立した生活を目指すための計画です。【学校生活・進路について】【生活・対人関係・健康管理】【家族との関係】の3つの分野についてそれぞれ3年以降、3年以内、今年度の目標を立てます。あなたの人生の主役は「あなた自身」です。自分のためにできることを考えてみましょう。

児童相談所、施設職員、家族もあなたのために協力していきます」。

以下省略しますが子ども、これは子どもと一緒に自立支援計画を立てる当たり、子どもに自分が主体であることの自覚を促すとともに、関わる職員が子どもの表明する希望や目標を大切に受け止め、協力するという宣言でもあると考えています。

そうした導入をした後、子どもの将来の夢や希望を確認していきます。明確な夢がない場合だったとしても、ひとり暮らしがしたいとか家族を持ちたいとか犬を飼いたいとか、いろいろ思い描いている希望を語ってもらうようにしています。そして、いつごろまでに、何が、どのようになっていたらよいかということで、中長期目標、短期目標を立て、最後に今年度の目標と、それに対する具体的な取組という形で落とし込んでいきます。

3つの分野について説明させていただきます。

1つ目が、学校生活・進路についてです。これは、学校成績、登校状況、授業態度、家庭学習等の状況を確認しながら、現実的な目標を立てられるように職員と子どもと一緒に考えていきます。進路については、希望する進学先や就職先、奨学金の情報など、子どもだけでは得ることができない情報を伝えて、塾や職場体験、社会実習などの資源を提示し、目標実現のための取組を決めていきます。

2つ目が、生活・対人関係・健康管理です。心身の健康と自立に必要な生活習慣がどのくらい獲得できているかを確認します。食事・睡眠等の基本的な生活習慣から、時間管理、金銭管理、携帯電話との付き合い方などの生活スキル、対人関係等について考えて優先順位をつけて目標を立てていきます。精神科の通院や心理療法の実施についての希望も確認するようにしています。

3つ目が、家族との関係についてです。家族との関係については、子どもの人生において、また自立支援計画においても核になる部分ですけれども、子どもにとって話すことにとってもエネルギーを要するため、緊張や抵抗がほぐれてきたところで最後に話すように設定しています。

「家庭復帰」か「施設からの自立」か、といった自立支援方針や家庭状況について子どもの意向を確認し、必要に応じて児童相談所の方針や保護者の意向を改めて説明しています。

また、「どうして家族と一緒に暮らせなくなったか」「なぜ今も一緒に暮らすことができないのか」について、毎年確認するようにしています。子どもの家族理解の段階を知り、把握することによって、家族関係を取り扱うタイミングをアセスメントすることにもつなげています。

家族交流の実施の有無や頻度、内容についても子どもの意向を聴き、安全で適切な交流ができるように考えていきます。交流拒否した場合であっても、思いが変わった場合はいつでも安心して言えるように子どもたちに伝えています。

最後に、直接家族のことではないのですが、それぞれの家族状況に合わせて、生活の場としてグループホームや里親についての選択ができることも伝えて、意向を聴くよ

うにしています。

以上のような子ども参加の自立支援計画において配慮している点について御説明します。

1つ目が、子どもが安心できる雰囲気づくりを心がけています。許容的な雰囲気づくりとして、お菓子やジュースを自由に飲食しながら和やかな場になるようにしています。そして、大人は非審判的な態度を保ち、子どもを責める場所にはせず、できたこと、よかったことをたくさん見つけて、子ども自身が自分の目標に向き合えるようにしています。

2つ目は、子どもが主体的に語れるようにということです。まずは、聴くことに徹します。大人は、情報提供や提案を行い、必要なときは思いを代弁していき、最終的には子ども自身が何をするか、職員や関係者に何をしてほしいかを子どもが決められるようにしています。

3つ目は、目標はスモールステップでということです。可能な限り、半年間で達成できて、達成感を味わえるような目標を設定するようにしています。大人の物差しで子どもの目標を決めず、どんな小さな目標でも、子どもの今の思いを尊重するようにしています。そして、話し合いの後に、子どもがいつでも自分の計画について確認することができるように、計画書を書面にして「自立支援計画ファイル」として、渡すようにしています。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） 次に、それに対する職員の評価と施設の変化ですけれども、2013年からこれまで、参加を拒否した子どもは確かに数名いますけれども、次の回には必ず出てきます。ほかの子どもたちが、あれ、いいから出てごらんみたいな感じで勧めてくれて、嫌だと言いながらも参加し、おおむね最終的にはたくさん話して満足して帰るケースが多いです。

また、今まで子どもから見ると、職員がどんな役割を持って自分を助けてくれるのか分かりにくいという課題があったと思いますけれども、子どもの前で役割分担を話し合っ、ケース全体の流れが一気に前進することもしばしばで、私たち職員にとっても子どもの思いを中心にして支援ができていく安心感があります。

そして、ふだんの生活の中でも、まずは子どもの思いや意見を聴いて、自分の考えを伝えられる職員が増えてきたように思います。

そして、子どもの主体性が育って、何よりも子どもと大人の関係性が変化しているように見えています。時間の調整など、大変なことは非常に多いのですが、施設全体で「子どもの主体性を尊重する」文化や権利ベースの文化が醸成されてきて、施設全体が以前よりも落ち着いてきました。

次に、子ども側からの評価をお伝えします。

まずは、第三者評価子どもアンケートの結果より、こういう取組の実施前と実施した年、そして昨年度の評価を並べてみたので、御覧ください。詳細を言うことはしませんけれども、子どもアンケートの質問項目が年々変わって、大きく変わった年もあり、2019年に関しては、内容に近いものを参考として掲載しています。実施前と実施した年の結果を見ると、子どもの施設での生活に対する満足度や支援計画への理解は、確実に向上してい

るという結果となりました。

次のスライドです。実際に実施前後に当時、園に在園していた方たちへのインタビューを、5名ですけれども、行いました。貴重な意見として、彼らの言葉を以下にまとめましたので、それがかいつまんで御説明したいと思います。

次のスライドです。参加した当事者の声マル1、まず19歳男性の感想です。ああいう場は好きだった。職員が自分のことをよい方向に行くように考えてくれる安心感があった。家族に対する自分の気持ちを自分に関わる人たちが知ってくれたので、より深く自分のことに向き合ってくれるようになった。自分自身は、ただ生活しているだけでなく、自分の改善点を見て生活できるようになった。

次、23歳の女性です。感想は、家族とどうしていきたいかについて聴かれ、自分がどうしたいかを考えて再確認できた。計画を立てて、そのとおりに職員に動いてもらうことができた。家族に関する自分の思いが変化していったのを職員に分かってもらってよかった。担当には話せるけど、他の職員もいる場で言いづらいこともあった。支援計画の重要性がそのときは分からなかったから、余り真剣に考えていなかった部分もある。でも、今なら大切なことだと分かる。自分の自立支援計画を見てみたい。改善点として、職員が自分のためにどう動こうとしているのかを知りたかったので、職員の計画を子どもにも説明してほしいということを挙げています。

次のスライドです。20歳女性の方の意見として、施設の変化をピックアップしますけれども、それまで言ってもしようがないと感じている部分は大きかったけど、あれをやるようになってから大切なことは自立支援計画の場で言えば聴いてくれると思って言うようにしていた。理由はちゃんと記録してくれているし、公式の場って感じだから。

次も20歳の女性の感想です。個人的には楽しかった。ほかの子どもがいないことと、自分の状況を知ってくれている職員たちと話をするのは楽しかった。自分の話ができるのがよかった。将来のこととか考えないといけない自覚ができた。

最後、19歳の男性の方。自分の意見に対して責任を持たなければいけない気がしたし、自分の意見をはっきり伝えないといけないことを感じた。以前は職員に言った自分の意見が自分の意図とは違う形で受け止められているように感じて、伝えたことが伝わっていない、信用できない気持ちがあったけど、複数の大人に伝えることができるようになり、その気持ちは改善した。例えば、高校進学について自分の気持ちを直接話し合えたのがよかった。

そして、最後に他の施設の大人へ何かということに対して、自立支援計画というよりも、こういう施設で働く人で自分の気持ちを子どもの話を聴く前に押しつけてくる人は職員に向いていないと思う。まず、子どもの気持ちを優先して考える人が職員に向いていると自分は思っている。こういう話し合いをしても、職員の意見を押しつけてくる人がいたら、よい話し合いにはならないと思う。誰が見てもこの人たちなら大丈夫というメンツがそろわないと、むしろやらないほうが良いと思うという、厳しいですが、根本的で至極もっと

もな意見も話してくれました。以上、当事者の意見でした。

○バット博士記念ホーム（篠塚様） 「子どもの参画」を大切にしている施設の取組、自立支援計画のほかにもあるので御紹介します。

園の行事に関してですけれども、多くの行事を職員と子どもの実行委員会がパートナーシップを組んで企画・運営することを実践しています。また、施設全体での子ども会のような組織は作っていないのですけれども、自分たちの生活の場で問題や課題がある際に、それぞれの家庭舎ごとに家族会議のような形で話し合いを行うようにしています。

続きまして、「子どもの権利擁護」に関する施設としての取組ということで、取り組んでいることをお伝えしたいと思います。新任職員研修で、毎年、退園生を講師に招いて「退園生から学ぶ」という講座を開催しています。また、職員と子どもが年に1回は子どもの「権利ノート」の読み合わせをして、学び合う機会を持つようにしています。

また、2015年、2017年にトロント交流会に職員と子どもを派遣した後に、2018年から日本キリスト教児童福祉連盟「インケアユースの集い」へ高校生や職員が参加し、そこで学んだ子どもの権利について、学んだ内容を園の行事などで発表する機会を持っています。

また、施設内で子どもの権利が守られない事態が発生した場合は、施設内で対応した後に施設外の有識者で構成された権利擁護委員会を招集して、対応方法やその後の改善の進捗状況について報告し、アドバイスを受ける仕組みを作っています。

最後になりますけれども、今日、御報告させていただいた子ども参加の自立支援計画については、子どもの成長を実感する場であり、また子どもの成長を促進する場にもなっていると感じています。一方で、課題もあると思っています。中学生・高校生と一緒に取り組んでいますけれども、意思を持つ幼児や小学生とも同じように計画を立てていける体制づくりをしていくことが必要だと思っています。また、家族のことは、子どもだけでなく、家族としての目標や具体的な取組を明確にして、家族全体に働きかけていくことが入所した子どもの権利保障につながるのではないかと考えています。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） また、私自身は、この子どもの権利を学ぶ以前は、権利に対する誤解や理解の不足がありました。そのため、子どもの権利を子ども自身がちゃんと学ぶ。ましてや自立支援計画を職員と子どもと一緒に立てることに対して、直前まで不安やおそれがありました。それは、子どもがいろいろ勝手なことを言い始めたら、私たちが対応できる力があるのだろうかということや、子どもたちが手に負えなくなったらどうしようという正直な思いがありました。

しかし、第1回目の計画策定の話し合いの後に感じたこととして、こうやって子どもの話や声が聴きたくて、私はそもそもこの仕事をしていたのだということに気づいて、自分自身もエンパワーメントされました。今では、この取組なしに子どもを支援していくことは、考えられないほど普通のことになっており、今後、子どもの生活単位の小規模化が進むとしたら、なおさら大切にしていきたい取組であると考えています。

すみません。長くなりました、御清聴ありがとうございました。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、バット博士記念ホーム様の内容について、構成員の皆様から御質問、御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

では、川瀬構成員。

○川瀬構成員 お話、ありがとうございました。

自立支援計画会議の取組から、生活の中でも職員の姿勢が変わっていったという話がすごく印象に残りました。ツールとして導入するだけじゃなくて、それによって波及していく影響がいろいろあったのだと理解しました。

2点質問させていただきます。1点目ですけれども、15ページで、本人に意向を聴取する前に、児相の方針や保護者の意向を必要に応じて説明するとあるのですが、例えば私が勤めている児童自立支援施設ですと、「もうあなたのことは育てられない」という親の意向など、子どもにとって受け入れがたい後ろ向きの情報を取り扱うこともあります。子どもへの情報提供ということで、前向きなことだけではないときに、どのようにお伝えしているかをまずお聞きしたいと思っています。

それから、非審判的態度というお話もありましたけれども、児童養護施設の職員の見立てがあると思うのですが、この見立てそのものの位置づけとか、意味がどのように変化していったのか、何かお感じになられているところがあれば、お伺いしたいと思います。

以上です。

○バット博士記念ホーム（篠塚様） 1点目の児童相談所の方針は児童相談所に説明してもらい、保護者の意向に関しては、伝えにくいような内容であれば、直接その場で伝えるというよりも、子どもが知りたがっていれば児童相談所から伝えてもらうというふうに、ワンクッションを置いたりすることはあるのかなと思います。根本的にここだけでというよりは、入所のところから入所理由をきちんと説明してという流れを作っているところがありまして、伝えられないということも、この場で困るというよりは、そこはどのようにということは児童相談所と相談して、年齢にもよりますし、段階的に伝えていったり、真実告知みたいなもので対応していく。

的を射た回答になっているか分かりませんが、伝えにくいことをそのまま伝えていきますということではなく、ケースによって児童相談所と分担しながら、連携しながら伝えている部分ももちろんありますが、伝えにくいことというよりも、親御さんがいろいろ思ってくれているのに、十分に伝えられていないことがあるなということのほうが現実的には感じていて、家庭引き取りはできないし、交流もなかなか難しいけれども、こういう思いであるということは、やり取りしている立場としてはいろいろ把握しているところなので、そういうことを伝える機会には逆になっているのかなと思います。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） 2点目ですけれども、私の解釈でお話しするので、違っていたら、また言ってください。一緒に暮らしていればいるほど、距離が近いほど、なぜごみが捨てられないとか、毎回物を放ったらかすのかということで、ちょっとかっか

してしまって、どうしてできないのかという話になります。一旦、その感情を置いておいて、そのことについて、あなたはどのように思っているのかという話から始めます。例えば大人は子どもの部屋をすごくきれいにしてほしいと思っているけれども、子どもの方は、この半年でゴミをゴミ箱に捨てられるようになるまでが精一杯だと主張します。

担当者は多分、「えっ？」と思うでしょうけれども、周りの職員たちが、スモールステップでまずそこから頑張りたいけど、その代わり決めたことをやろうと伝えます。実際の生活の中で「ゴミ箱にゴミを捨てるって決めたね」と職員は子どもが決めたこととして伝えられる。「どうしてあなたは捨てられないの？」と責めるよりも、「自分でゴミを捨てる」と言ったことに対して、大人がそれを応援する姿勢を持つことができる。本当はもっときれいにしてほしいけれども、そういう段階ではないのだなという見立てとか気持ちの余裕が大人側に生まれるので、そういう意味で大人の見立ても子どもの実情に合ったものになると思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 今回はありがとうございます。大変よい事例を御紹介いただきました。

1つ質問ですけれども、すばらしいのですが、こちらの施設さんが住み込みだからできるのではないかということも言われかねない。一方で、厚労省としては、ガイドラインとかを見ますと、子ども参加でやりなさいというのも一部書いてあります。でも、なかなか進まないのは、職員さんたちが非常に忙しいといったところがあるのかなと思っているのですけれども、そういったところに対して、ステップとして、まずできることというのがあったら教えていただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） ありがとうございます。

実際に私たちの取組をいろいろ見ていただいて、現に鳥取県さんは全ての施設でこういう方法を取り入れるということを既にされているので、不可能ではないのだろうと思います。実際の施設の現場では、自立支援計画の中で話し合われているような内容について、子どもと職員が別々で話をする為にかなりの時間が割かれていると思います。この取り組みには時間とその調整が必要ですが、一気に話をすることで必要な話し合いが一度に終わるというメリットもあって、それが分かるとやってよかったと施設側もなるかなと私は思います。ぜひその辺のメリットに目を向けていただき、必要なエッセンスを取り入れていただいて、それぞれの施設でできることはあるのではないかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

続いて、久保構成員、お願いします。

○久保構成員 ありがとうございます。

1点だけ、25ページの子どもの権利擁護に関する取組の中の2つ目のポツですけれども、施設内で起きた事故・事案については、施設外の方を呼んだ委員会を招集されるというこ

とですけれども、どの程度の事故・事案であれば委員会を招集されるのか。何か基準とかありましたら教えていただければと思います。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） もともと私どもの施設で子ども同士の性的事故が起こったということで、再発防止のためにこういうものを作ろうということで始めたのですけれども、現在は定期的に委員を招集して、年に2回ですけれども、行っています。緊急の場合で開催したことはまだ実際ないので、どのような程度ということをはっきり申し上げることはできないですけれども、同様の子ども権利が著しく守られない事態ということ判断した場合に招集を行うということになっておりますが、これでよろしいでしょうか。

○相澤座長 よろしいでしょうか。はい。

ほか、よろしいでしょうか。では。

○永野構成員 永野と申します。

手短にと思うのですけれども、お伺いして、とても大事な取組だなと思いました。自立支援計画というのは、基本的に前向きな話をする、前に向かっていく話の中で、家族の話とか、どうして自分が施設にいるかという生い立ちの整理のところを丁寧にされているのがとても大事だなと思ったので、そこはとてもすばらしいなと思ったのですけれども、2つ質問があって、1つは11ページの策定の流れのところ、児相の方針確認をして、子ども参加で話し合った後、関係職員が最後、決めると読み取れるところの流れをもう少し教えてほしいなということと。

退所後の計画ということにも、もし子どもが参画しているようだったら教えてほしいなと思いました。アフターケア計画。

○相澤座長 よろしく申し上げます。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） 流れとしては、児相の方針を受けて、子どもと一緒に計画を立て、施設内関係職員のチームの中で計画を立てて、またそれを児相のほうと共有するというをしています。

○バット博士記念ホーム（篠塚様） 3つ目ですね。子どもと立てる自立支援計画は、子どもが取り組むことが中心で、それに対して大人が何をするかというのを、それをすり合わせて、1つの自立支援計画としてまとめ上げるという意味で、関係者の会議が最後に入ってきています。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） アフターケア計画も、自立の前であるとか、家庭復帰の前には必ずやって、施設を退所した後に何をしてほしいのかという希望も必ず聴いて、そのとおりに実施できるようにしています。

○永野構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 それでは、田中構成員、お願いします。

○田中構成員 大阪府の田中です。すごく重要な取組、お聞かせいただいて、ありがとうございます。

先ほど鳥取のほうでも全ての施設で始められているというお話があったのですが、同じような取組をされているところをほかにも御存じでしたら、教えていただきたいのと。

あと、こういう取組で、子どもさんのお話がかなり聴けるようになっているのかなと、お話を聞いていて思ったのですが、それでもなお、外部の独立性のあるアドボケイトの存在は必要だと、もしお考えであれば、その辺、どういう役割といたしますか、どういうところを担ってもらえたらなと思われているかというのを教えていただけたら助かります。お願いします。

○バット博士記念ホーム（佐藤様） 1番目ですけれども、鳥取のほかにも、石川県の梅光児童園さんはやっていたらと思います。去年までやっているとおっしゃっていました。

アドボケイトが施設に来ることについては、実際に子どもたちの話を聴いている中で、私たちの施設に来る前から、例えば一時保護を繰り返していたり、施設に来る前の段階から寄り添ってくれるような方が、施設退所までずっと伴走してくださるような方が、もしいらっしゃれば、子どもたちにとっては非常に心強い存在であるのかなと私自身は思います。

以上です。

○田中構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、この辺で終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。子ども参加型の自立支援計画づくりという具体的な実践を通して、大変有意義な御説明、ありがとうございました。

続きまして、社会的養護経験者全国ネットワークの中村構成員、川瀬構成員、菊池様、田邊様、布施様より資料4の御説明をお願いします。川瀬さん。

○川瀬構成員 では、ここからは、社会的養護の子ども、若者にとって、声を聴かれることがなぜ重要なのかということ、アドボカシーについて求めていることを、インケア、アフターケアの2つのケアリーバー、2つの視点から御報告させていただきます。

まずは、今、施設や里親家庭で生活されているインケアの子どもたちの声を集めて御報告していただきます、CVVの中村みどりさんです。よろしくをお願いします。

○中村構成員 CVVの中村です。よろしくお願ひいたします。

私の資料は、資料4-1です。実施機関と協力者は記載のとおりになっています。

今、生活している子どもたちの声を聴かせていただきその内容を、本日、公表させていただきますが、子どもたちには、施設や里親家庭があるエリア等は伏せ、個人が特定されない状況で、みんなから聴いた内容を公表すると伝え、同意を得ているということがありますので、県名等はお伝えできないということを御了承いただけたらと思っています。

実際に聴き取りに行ったメンバーは、私ともう一人、記録スタッフとして2名一組で子どもたちに聴かせてもらいました。そして、子どもたちも初めましての人ばかりです。と

いう状況で聴き取らせていただきました。

資料にはお配りしていませんが、（当日使用した資料を提示）子どもたちにはこのように、皆さんの声を聴かせてくださいということで聴かせてもらっています。

まず、インケアの子どもの声を紹介いたします。①現在、話を聴いてもらえているかということについて、お聴きしました。

自分のことを相談できる人はいない。

相談できる人はいるけど、話しにくい。

職員は時間がない。自分の仕事でいっぱい。空いている時間がない。「〇分で（話してね）」と言われると、言えない。

意見を言えない。

誰にも話したくない：適当な言葉で逃げられて、（現状が）変わることがないから。そのままとどめておく。

友達に話している。

大人に話しても変わらない。言っても意味ない。

言わない：言ってもどうせ変わらないから。変わるとしても、すぐに解決するわけではない。

愚痴を言って、一時的にすっきりはする。けど、変わらないからまたストレスを感じる。

無限ループという声が聴かれています。

これは76名のうちの一部の意見です。もっとたくさん意見が出されましたが、一部をお伝えしています。

資料のマル2がアドボケイト（話を聴くおとな）に対する意見です。この意見を聴く前に、今、国のほうではアドボカシーシステムというものを考えているということを説明しています。子どもの権利についても、聴き取りの前に権利カードというものでワークショップをした後に、子どもたちに声を聴かせてもらいました。

アドボケイトに対する意見

怒らない人。突然切れない人、怒らない人がいい。

優しい人。歳が離れているけど、優しい人。優しく聴いてくれる人。

同性がいい。

教えてくれる。改善点を考えてくれる。いろいろ教えてくれる人。

年齢が近い。大学生だとゲームとか、自分が知っていることを話せる。

施設・里親家庭経験者。同じような環境で育った人がいい。分かってくれそう。経験したことがないのに、同情されたくない。多くの子どもたちが、同じような経験をしている人たちがいいと回答してくれていました。

しっかり聴いてくれる。最後まで話を聴いてくれる人。ゆっくり話を聴いてくれる人。

秘密を守ってくれる。人の話をすぐ言う人は嫌。秘密は守ってほしい。

何でも聴いてくれる。自分が話したいことを聴いてほしい。

明る過ぎず、暗過ぎず、普通の人。ぐいぐい来る人は嫌。

明るい人。暗い人は嫌。

笑ってくれる人。おもしろい人がいい。キャラがいい人。

同じ人がいい。（話を聴きに）来るのが同じ人がいいということです。児童相談所の人
は、ころころ変わるから。担当ケースワーカーがよく変わるからという意見がありました。
補足の説明ですが、1グループだけ事情があって、職員さんが1名同席されていたグルー
プがありました。そのグループからはほとんど意見が出されませんでした。なので、職員
さんがいないほうが子どもたちは気軽に話ができるのだなというのが、率直な感想です。

資料マル3です。気持ちや考えを聴いてほしくない人とその理由について聴いています。
本当は資料マル2とマル4をメインに子どもたちに意見を聴かせてもらおうかなと思っ
ていたのですが、マル3についての意見がマル2よりたくさん出されました。多分、身近
にいる大人をイメージしているのではないかと私は想像しています。

施設のことを知らない人。

施設の生活で悩み・ストレスを抱えているときに、施設のことを説明しなければいけ
ないのは、さらにストレスがたまる。施設で生活していてどれほど苦しい思いをしているか、
もっと深く考えてほしい。

お金がなくて専門学校に行けない。職員に対して「あなたは行けたでしょう」と思う。
そんな人に話せない。

悩みを相談したときに「〇〇したら」と言われても、本当に気持ちを分かってくれてい
るのかという気持ちになる。

話が長い人。

声がでかい人。

何度も聞き返さないといけない人。

怖そうな人。

自分の意見を押しつける人。

すぐ（話の内容を）人に言う人。

暴力を振るう人や悪口を言う人。

自分の意見だけで話を進める人。「自分は子どものとき〇〇だったから」（と言う人）。
今の自分に合わせてほしい。

児相の先生：自分を（入りたくなかった）施設に送った人だから。

友達：同じ経験をしていないから。という意見が聴かれました。

資料マル4では、聴いてもらいたい場所を聴いています。

マルの1つ目は相談室です。

相談室を特別に作ってほしい。そこに行けば、話を聴いてくれる人がいる状況。施設に近
いところがいい。児童相談所に行ってまで、話すことではない内容の場合、手間をかけさ
せたなと思う。ほかの子どもたちからも、職員に意見を言うと困るとか、里親さんに意見

を言ったら困らせるから言いにくいという意見もありました。2人だけの小さい面接室がいい。話していること（内容）を完全に知られないように。周りに人がいないほうがいい。話を聞かれない。児童相談所以外がいい。子どもたちが相談室が良いと言うことの意味は、ほかの人に聞かれないという思いがあるのではないかと思います。

マルの2つ目が身近な場所です。家。慣れた場所。施設でもいい。1対1は嫌。みんなで話したい。学校に来てほしい。これは、子どもたちから、私たち、学校に行っているのだから、学校に来て話を聴いてほしいという意見が聴かれました。

マルの3つ目は、その他の場所についてです。車の中：秘密が守られそう。公園：楽しいから。施設の外がいい：相談していること（自体）を職員に知られたくない。何話したの？と聞かれるから。プライベートな空間以外。お菓子があるといい。体育倉庫で遊びながら。ボードゲームしながら。机と椅子しかない場所は嫌だ。人気の音楽が流れているといい。静かのにぎやかな中間がいい。ずっと座っていると疲れるので、クッションのある椅子やバランスボールに座りながら。これは、子どもたちはリラックスしながら話を聴いてほしいという思いがあるのではないかなと感じました。

資料マル5、その他の意見について聴いています。職員が話を握り潰す、うやむやにする。

お泊まりをしたいという意見については、施設で生活している子どもや里親家庭で生活していると、友達の家を外泊できないというルールがあると思います。そのことについて意見を言ってくれていました。

職員に話してもそこで終わる。「今考えている」と言われる。上に言わない。

職員は、監視している。

条件をつけてくる。

言っても実行するまでに時間がかかる。携帯電話もそうだった。

意見箱の方法を変えてほしい。（意見を入れると施設長と面談しないといけない）

第三者委員のことは知らない。

書類の保護者の欄に、施設長の名前を書かれるのが嫌。名字が違う。施設の子だけが施設長の名前なので、書類が出しづらい。自分の保護者の名前を書きたい。これは、里親家庭の子も同じように話してくれていました。

知られたくないことがあることを大人に分かってほしい。

子どもの意見が通らないのはおかしい。

何で施設で暮らしているのか聞きたい。

こういう子どもたちの声を聴きながら、今後の課題と検討が必要な視点というのを2点、お伝えします。個別のアドボカシーを通じて聴くことができた子どもの声や状況から、権利に根差して支援の質を変容・向上させる取組の検討が必要だと改めて思いました。

「大人に話しても変わらない。言っても意味ない」「言ってもどうせ変わらないから。変わるとしても、すぐに解決するわけではない」。これから、子どもたちの声が聴かれる

仕組み自体はつくられていくと思いますが、子どもたちが話をしても何も変わらないという経験をどんどん重ねていくと、かえって子どもたちの中で、話をするのをやめようとなりがねないなという懸念を感じました。

なので、個別救済の方法を考えるだけでなく、システムアドボカシーも両輪で考える必要がある。システムアドボカシーというのは、子どもたちは都道府県政令市で生活しているわけですから、子どもの生活の質の改善がこのレベルでも必要だし、国レベルでのシステムアドボカシー（子どもコミッショナー）とかも考えていかないといけないなと思いました。その中で、当事者参画についても検討が必要だなと思っています。

以上です。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

続いて、当事者参画の重要な場でもあります、今年から厚労省に応援していただいております社会的養護の経験者全国交流会のほうから報告させていただきます。

まず、Masterpiece代表の菊池真梨香さんからよろしくお願ひします。

○菊地様 御紹介にあずかりました一般社団法人Masterpieceの菊池真梨香と申します。以前は、児童養護施設、バット博士記念ホームで勤めていたのですが、権利意識、子ども参画の意識が大変高い施設で過ごさせていただいたという背景がありまして、今は児童相談所で非常勤職員をしながら、アフターケア事業、Masterpieceをしているという立場です。一緒に全国交流会の企画などを3年間させていただいて、その立場から御報告させていただきます。「社会的養護経験者全国交流会のご報告」ということで、資料は4-2です。

社会的養護を経験した若者たちのネットワークづくりのために、2018年から川瀬信一さん、中村みどりさんをはじめとする、当事者参画を推進する当事者の若者たちや支援者さんたちによって実施されている全国交流会というものがあります。今年度で3回目で、先日、11月に3回目を実施されましたけれども、厚労省の補助事業としては第1回目の実施をすることができました。本当にありがとうございます。

そもそも、なぜ交流会をするのかという目的ですけれども、経験者の当事者参画というのが権利擁護には欠かせないというところで、今回お話しさせていただいておりますけれども、目的としましては、1つ目に、施設や里親家庭等で育った経験者が集うネットワークをつくるということと、2番目に、よりよい当事者活動や支援の在り方を考えるとともに、情報発信及び政策提言を行うという目的で実施されています。

これまでの実施方法について、表にまとめておりますので、御覧いただければと思います。2019年に関しては、報告書がこのようにありまして、20部ぐらい持ってきておりますので、後ほどお持ちいただければと思います。2020年、今年はコロナのためにオンラインで開催いたしました。オンラインになったことで、対面で実施することができなくて大変残念ではあったのですが、遠くの地域の方も参加することができたというメリットもありました。下のメリットのところでは、各団体のネットワーク構

築、情報共有、協力関係の構築があったことです。GROWモデルというモデルを用いながら、自分たちの目指したいゴールと現状ということを考えながら、いろいろ考えていきました。

そこで出会った新たなコミュニティから生まれた活動、こういうことがあったらいいなという意見を、じゃ、一緒にやろうと動いていってウェブをつくるとか勉強会を開催するなど、独自の活動が生まれていたということと、3番目に新たな出会い、つながりができたということです。1つの居場所となり、孤立を防ぐ。こちらの田邊さんと布施君も全国交流会に参加してくれた仲間ですけれども、布施君は特にそのことによって当事者団体と出会って、今はそこで活動しているという経緯があります。個と個のつながりももちろんですし、個と団体の出会いの場所となったというのがあります。

4番目に、声が聴かれる経験、制度に反映される経験というものが、参加者のエンパワーメントにつながっていったということです。

最後に、経験者（利用者）の声が集められることによって、よりよい制度づくりに貢献されていったということがあります。交流会は、サポーター的な面と、発信するという2つの仕組みがあるかなと思いました。

2枚目の表は、なぜ交流会が必要か、課題と、それをどのように解決するかというのと、そのために何をするかというのを個々に分けてみた表ですので、御覧いただければと思います。

このように大変意義がある交流会だと思うのですが、継続されることによる影響というものは、多くの社会的養護経験者に情報が届くようになり、資源にアクセスできるようになること。社会的養護経験者の孤立を防ぎ、エンパワーメントを促していくこと。交流会自体が厚労省のヒアリングの一部となり、制度・政策への反映がスムーズになることというのが考えられています。

現状の課題としては、オンライン体制のリスクマネジメント（心理的安全な場づくりの難しさ）があるということと、インケア（措置中）の子どもたちの参加のハードルがまだあるということでもあります。

今後必要なこととしては、継続的な開催のための安定的な資金。また、担い手の養成。社会的養護経験者や、当事者活動支援者の養成。専門家の養成も必要だと思います。また、社会的養護経験者の声が制度・政策へ反映されるための仕組み。声が集められて提言がされ、フィードバックがされ、それが経験者から評価され、そして施行されるというシステムアドボカシーが必要だと思っています。また、そのための担い手・働き手が必要だと思っております。

私からの報告は以上です。

○川瀬構成員 菊池さん、ありがとうございました。

続いて、全国交流会参加者の立場から、全国交流会の中で実施されたアドボカシーの分科会についての御報告をお願いします。田邊紀華さんです。よろしくお願いたします。

○田邊様 よろしくお願いたします。先ほど紹介にあずかりました田邊です。

私は、9歳から18歳まで児童養護施設を経験しておりまして、その面から交流会のほうに昨年度と今年度、2回参加させていただいております。今から御説明する資料は、資料4-3になります。

全国交流会の分科会、全てで7つありましたが、こちらの資料が先ほど御説明がありましたアドボカシーカフェの内容となっております。メンバーは、児童養護施設、里親、自立援助ホーム、特別養子縁組等、様々な経験をした社会的養護出身者の方、またそれらの若者のアフターケアをされているサポートの方、司会を含め11名で話し合いを行っております。

次のページをお願いします。まず初めに、アドボカシーとは、本来、声を上げることが困難な子どもの声を聴き、それらを代弁して子どもの権利を守るものです。アドボカシーが近年、社会的養護環境にある子どもたちの支援として取り入れるべきだと仕組み化されつつありますが、制度をつくる大人側が考える、声を聴く上で話しやすい環境や人と、実際に現場を経験している子どもたち側の、こんな状況なら話しやすいにずれがあることが挙げられていました。

アドボカシーのイメージとして、職員からこんな意見が聴こえてくることがあります。それがピンク色の文字になるのですけれども、子どもたちの本音を聴けるのは、ふだん生活を共にしている職員。外から来た第三者には話せないと思う。しかし、これからアドボカシーを行う上で主人公となるのは子どもたちです。社会的養護環境を経験した若者にどのような思いがあるのか、一部になりますが、これから共有させていただきます。

次のページをお願いします。社会的養護出身者に現場で声を聴かれた経験がありますかという質問に対して、声を聴かれたことはあるが、話しづらかったり、声を上げてよいという認識はなかったという意見がありました。詳しくは、声を聴いている際に、1対1ではなくて、隣に里親がいる状態。質問も、子どもに対してなのか、里親に対してなのか、分からなかった。

施設職員に相談しているが、職員間で自分の意見が筒抜けになってしまって、プライバシーが守られず、話せなくなってしまったとか、真実告知後に相談機関がなくて困ったという経験が挙げられています。

次、お願いします。また、児童養護施設で嫌な経験をしたことから、大人を信用できなくなってしまうとか、里親と話すことができたとか、一時保護所で担当職員に悩みを言えと言われたけれども、言えなかった。押しつけや指定した人じゃなくて、選べるシステムがよいと声が上がっています。

次のページ、お願いします。ほかにも、施設職員が忙しそうで、自分の意見がなかなか言えなかったり、自分の進路について相談ができなかった。

ほかにも、小さい頃の写真と自分のルーツを知ろうとする際に、どうして知りたいのと聴かれると、なぜ知りたいのかという意図が余り伝わっていないことが分かりました。

ページを飛ばさせてもらって、2番、どんな人だったら話すかと思いませんかという問い

には、一時保護所の職員に言ったところで、何かが変わるのか。ちゃんと児童福祉司に伝えてくれるならよい。

感情は否定しないでほしい。よいところや悪いところ、どちらも伝えた上でどうなるかを聴いてほしいという意見が挙がっています。

ほかにも、相性がいいかどうか。自分のペースに合わせてくれる人。肯定してくれる人。年が近く、同じような経験をしている人。同性や共感ポイントが多い人が挙げられています。これらは、先ほどのワークショップの意見とも重複していることもあり、多くの子どもや若者が感じているのかなと思いました。

次に、どんな環境だと話しやすいですかという質問に対しては、意見が一人一人違っておりました、プライバシーを守るために、面接室で1対1で話したいという人もいれば、外へ出て公園で話したいという意見もあったり、御飯を食べながら、ゲームをしながら、何かをしながら話せるとリラックスできるという意見がありました。それぞれの背景によって話したい環境が違うため、特定せず、自分で選べるのが大事なのかなと感じています。こちらワークショップと重複している部分があり、子どもたちの意見と同じ思いのところが多いのかなと感じました。

次に、自分のことについて知る機会があったかについては、自分の情報を誰がどのくらい知っているか分からず、隠されているような感じがする。児童相談所に情報開示請求をしたが、記録ではなく、質問して答える形でした。また、実親の個人情報だから、あなたの資料じゃない。渡せないと言われたということもありました。

また、情報開示後に自身のことに向き合う際に、ひどめのストーリーだったら、そのケアが必要との声がありました。

以下の資料は、後ほど目を通していただけますと幸いです。

また、アドボカシーカフェに参加させていただきました私の感想としましては、声を聴かれる環境差がすごく激しいなと感じました。例を挙げた児童養護施設だと、各施設の取組として、インケアの中に声を聴かれる取組が入っているのか。入っていたとしても、リソースの関係や時間だったり、職員さんの忙しさがあって、施設内では限界があるのではないか。また、児童相談所の職員や外部といかにつなげられているかでも差が出ているのかなと感じています。

また、生活する上で、子どもの意見として、私はこんな部活がしたいとか、〇〇をやってみたいという前向きな考えがなかなか通らない。自分で何かを決められるというきっかけが少ないなと感じました。決められている状況ではなくて、自分で選ぶことができるという経験ができるといいかなと思います。

また、後半、真実告知の話もしている中で、自治体差はありますが、自分のルーツをたどりたかったときに、児童相談所の開示請求が25歳のままでは間に合わないという経験者がいるのではないかと思います。柔軟な対応だと、無理せず、自分のペースで打ち明けることができるかなと思います。

報告は以上になります。ありがとうございました。

○川瀬構成員 ありがとうございました。

最後に、全国交流会の実行委員としても参加されましたIFCAの布施響さんから、経験者の声というのを制度・政策へ反映させるためには何が必要なのかという視点で御報告いただきたいと思います。資料4-4になります。よろしくお願いします。

○布施様 御紹介にあずかりましたInternational Foster Care Alliance(IFCA)所属の社会的養護ユースの布施と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

中村さん、菊池さん、田邊さんの発表を受けまして、私からは「社会的養護における当事者参画の意義と拡充に向けての要望」という題で意見を述べさせていただこうと思いません。主な内容といたしましては、社会的養護における当事者参画の意義と現状、当事者参画拡充に向けての要望などとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、社会的養護における当事者参画の意義ですけれども、私はこれに対して、2つの意義を挙げたいと思います。1つ目は、当事者参画、特に制度的アドボカシーであったり、システムアドボカシーは、未来の同様のケースの発生を予防する効果があるというところでは、制度的アドボカシーやシステムアドボカシーというのは、いわば事象の原因を解消しようとするものであると考えております。

次に、意義の2つ目ですけれども、当事者参画は、ほかの当事者へのエンパワーメントの連鎖・連動を引き起こして、さらなる当事者参画が活性化する起爆剤となっているのではないかと考えます。全国交流会も含めまして、ある当事者の発信や活動が、ほかの当事者をエンパワーメントするということが既に起きてきております。私自身の直近の例で言えば、今年の全国交流会で年下のユースの活動を見まして、この子が今後安心・安全に当事者活動ができるようにも頑張っていかなければならないと、今後の当事者活動に向けて意欲がわいてきたところでもあります。

また、このエンパワーメントの連鎖というのは、当事者間に限ったことではないとも考えております。支援者・政策担当者などにとっても、当事者参画は自身の取組の評価を確認することができ、エンパワーメントにつながるものであると考えております。

これらの意義を踏まえまして、私からの当事者参画拡充に向けての要望は、資料のとおり、国または地方自治体に当事者の意見を、社会的養護制度・施策形成に反映させる制度的枠組みの構築を求めるといったものです。その枠組みの例として、記載のようなものを挙げさせていただいております。

このような要望を述べるのは、社会的養護経験者の1人として、社会的養護の当事者参画に次のような現状を感じているからです。それは、「当事者の声は大事」「当事者の声を聴くべき」など、当事者を重要視する機運の高まりは感じられますが、私が本日、この場で意見を述べているのも、その一つだと思います。

しかし、一方で、我々当事者の声は消費される。ヒアリングされるだけでどこかへ消えていってしまうような感触も持っています。「今日は貴重なお話をどうもありがとうございました

いました」という文句は、いろいろな場所で幾度となく聞いてきましたが、その後、私の話を受けて、どのように対応したのか。提言のどこに反映されたのか。反映されなかったとしたら、なぜ反映されなかったのか。説明されたことは一度もありません。これは、ひとえに上げた声や要望に対する対応に責任を持つ枠組みがないからであると考えております。

要望のと通りの制度的枠組みが整備され、当事者が真の意味で参画する際には、当事者の側にも様々な準備が必要だと考えられます。それらは、例えば自分が参画する際に傷つけないように、自身の語る内容をコントロールする能力であったり、自分たちが持つ権利をしっかりと認識して、制度・政策という枠組みに落とし込んでいく能力ではないかと考えます。当事者側の取組としては、例えば私が所属するIFCAでは、ストラテジック・シェアリング研修や、米国CYCによるユース・アドボカシー研修を所属ユースが受講することで、これらの能力の獲得に努めているところです。

IFCAに限らず、このような取組は当事者団体の間で既になされてきておりまして、逆にそれを生かす制度的枠組みが未確立であるので、本日、要望として述べさせていただいた次第であります。

私は、社会的養護の真の意味での当事者であるのは、インケアの子どもであり、その当事者の声を制度・施策に反映する仕組みを求めますが、インケアの子どもの参画は、様々な面で難しさをはらんでいるのも分かりますし、また子どもの成熟度によって、自身が置かれた制度のどの部分に参画したいのか、できるのか、見える視点も異なってくると思います。ですので、スライド7に提示しましたとおり、まずは社会的養護の経験者の参画をステップ1として、その後、当事者のメンバーとインケアの子どもの参画について考えていけないかと考えております。

最後になりましたが、要望しました国または地方自治体に、当事者の意見を社会的養護制度・施策形成に反映させる制度的枠組みの構築というのは、当事者が一番偉いとか、当事者の意見を絶対視しなければならないという話では決してありません。あくまで当事者、経験者は社会的養護のプロフェッショナルであり、そこに同様に研究のプロフェッショナルや行政のプロフェッショナル、はたまた司法のプロフェッショナルなどのそれぞれのプロフェッショナルが、同じ立場で社会的養護をよりよくする目標に向かって協働していく場を、私たちの参加する権利などの権利に基づいて要望するというものであります。

また、事前にいただいた御質問に関しては、ここまでで回答できているかと思えますし、お配りさせていただいた資料のほうでも回答させていただいておりますので、ぜひ御覧になっていただければと思います。

私からは以上になります。ありがとうございます。

○川瀬構成員 布施さん、ありがとうございました。

では、座長にお返しします。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

大分時間が押していますが、社会的養護出身者ネットワーク形成事業関係者の皆様の内容について、構成員の皆様から御質問、御意見を頂戴できればと思います。よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

では、奥山構成員。

○奥山構成員 本当ここまで進んできたのだということ、すごく感慨深く聞かせていただいています。1つ、もし御意見があったら伺いたいと思うのは、社会的養護にさえ入れなかった子どもたちの声はどのように聴いたらいいかという点です。常々、在宅で支援を受けている子どもたちの声をどう捉えていったらいいかというのを思っているところなので、もし御意見があったら聞かせていただけたらありがたいと思います。このところ、ちょっと気になっているので、その辺が御意見を伺えたらと思いました。

○中村構成員 中村です。

社会的養護の経験者交流会も「社会的養護経験者等」と「等」を入れて表記する事もありました。インケア、ケアを受けた経験があるかないかに留まらず、横断的に一時保護所だけ経験したとか、そもそも一時保護されなかったが不適切な養育環境で育った人たちも過去に参加していた事もありましたので。これからそういう人たちも参加しやすい環境をどう作っていくかが、私たちの今の課題かなと思っています。

○奥山構成員 ありがとうございます。

在宅措置ということも考えると、これから在宅支援をかなり重層化していかなければならないときに、在宅の子どもたちの意見というのもちろんと聴かれていく必要があるなど思っているので、御質問させていただきました。

ありがとうございます。

○相澤座長 ほか、いかがですか。

栄留構成員。

○栄留構成員 お話ありがとうございます。今回の話を聞いて終わりではなくて、施策に反映していくということを改めて感じましたし、そうしていきたいと思います。

2つ質問ですけれども、アドボカシーカフェの資料の2ページ目に問題点として書かれている、第三者の人には話せないのではないかという職員さんの声があって、今回インタビューされたということであって、第三者の方に話せないというわけではないですね。それが仮説としてあって、実際聴いたら、いろいろな声があって、第三者にも話したい人がいるし、選べるという結論で間違いなかったでしょうかというのが1点と。

もう一つは、布施さんですけれども、施策に反映するという意味では、どのレベルで、県レベルとか国レベルという意味で、どんなふうにシステムアドボカシーを構築すべきかというところをもう少し教えてください。

お願いします。

○田邊様 ありがとうございます。アドボカシーカフェについて、先にお答えさせていただきます。

外から来た第三者には話せないと思う。職員のほうが話しやすいのではないかというのは、職員から見た視点でありまして、子どもから見ている目線としてはどうなのかという話をしたところ、職員の前では話しづらいこともある。外から来た第三者だったり、親身になってくれる大人であれば話しやすいとか、寄り添ってくれた信頼関係から、自分の悩みとか声を上げることができたという終わりになっています。

○栄留構成員 ありがとうございます。

○布施様 僕のほうから2点目ですが、どのように、どのレベルでつくっていくかというところかと思うのですけれども、それに関しては、先ほども申し上げたとおり、当事者とか経験者の中でも、年齢や習熟度によって、自分はどの部分に参画したいのかというのが変わってくるかと思imasuので、それに合わせた対応というところと。

あと、大きな枠組みで言えば、中村さんの資料で言います、都道府県政令市レベルのシステムアドボカシーの設置とか、国レベルでのシステムアドボカシーの設置というところ、一番大きなところで言えば、こういうところに当事者参画についても検討していただければなと考えております。

○栄留構成員 ありがとうございます。

○川瀬構成員 すみません、追加ですけれども、都道府県推進計画の中で当事者の参画が盛り込まれていると思うのですけれども、それが各自治体でどのレベルで行われているかが、まだ明らかになっていないと思うので、そのあたりも検証が必要かなと思います。地域によって実態が違ふと思imasuので、その地域によって、どのように当事者参画を進めていくのがよいのかということも明確になるといいと思imasu。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。大変勉強になりました。本当にありがとうございます。

2つ質問があるのですが、1つ目は、ちょっとストレートな質問で、2つ目は、ちょっとややこしくなります。ごめんなさい。

1つ目は、さっきバットホームのお話のときに、子どもさんが参画しての自立支援計画のところにも中高生以上という話が出てきて、それで今のアドボカシーカフェのお話の中で、小学生の方は声を聴かれないみたいなお話があったのですが、国連の子どもの権利委員会で子どもの参加の話の質問をしたり、その国の状況を聞いていると、国によって12歳というところで年齢を切っているという話が結構出てきます。

それで、皆さん、御承知のように、子どもの権利条約では年齢という形では切っていないくて、年齢成熟度ということで、国が制度をつくる時に12歳という形で切っている場合には、そういう年齢で切らないようにと。それ未満の年齢のお子さんであっても、成熟度に応じて聴かれる権利があるのだからという言い方を委員会ではしているのですけれども、

そのあたり、今後制度を構築していくときに、アドボカシーの対象としての子どもの年齢に関係なく、子どもさんが聴いてほしいということをごちら側から酌み取っていくのかみたいなことについて、何かお考えがあれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目が、ちょっとややこしい質問の仕方なので、できるだけ整理しようと思うのですが、この間、この権利擁護ワーキングチームでずっと検討してきて、それから、ヒアリングを通して、特に、今日、最後のあたりでお話を伺っている中で、私自身がずっと悩んでいることがあります。それは何かといいますと、これも国連の委員会での議論とのすり合わせみたいなことでお聞きするのですが、子どもの権利委員会では、子どもが権利侵害に対して申立てができるように、独立した監視機関という言い方をしていますけれども、そういう制度が必要という話と。

それから、特に権利侵害全体というよりは、暴力に関してですけれども、ヘルプラインをつくるようにという、暴力を受けたときに報告できる仕組みをつくるようにという言い方。あとは、社会的養護の関係でいうと、特に施設内にそういう申立てができるようにという、権利侵害に対する申立て、通告と。それと、ヘルプラインみたいな言葉遣いをしているのですね。

それで、今日の最後のほうのアドボカシーの話で、個別のアドボカシーとシステムアドボカシーの話が出てきて、システムアドボカシーのほうは、今、置いておいて、個別の話に関連するのですが、子どもの救済というときに、委員会では権利侵害に対する救済という言い方で考えているのですけれども、子どもさんが自分の悩んでいることとか受けている扱いが権利侵害に当たるかどうかという区別を、大人のほうから見て言うのですけれども、子どもさんにとっては、その区別がそもそもつかない。悩みを聴いてほしい、あるいは困っていることみたいな形で出てくることもたくさんあると思うのです。

そういうときに、話を聴く側の大人が、これは悩みのレベルだけれども、それを何とか解決できるように、聴いたことを調整というか、働きかけをして変えていこうという話と。これは、子どもの権利の侵害に当たるから、それは権利侵害に対する救済として動かなければいけないという話と、混ざってくるかなという気がしています。それとの関係で、子どもさんも、話を聴いてほしいというレベルの話と、解決してほしいという話。

それから、中には、内容によっては、子どもさんとしては、これは言わないでほしい。聴いてくれた人だけに言いたいという話でも、聴いたほうからすると、これはそのレベルじゃないので、権利侵害として、ほかのところに言っていかなければいけないとか、いろいろな話が混ざることがあるのではないかと思うのですけれども、そのあたりについて、どういう制度設計というか、アドボケイトの役割とかをしていったらいいのかということ、当事者の立場で活動されている中で何かお考えのところがあれば教えていただきたいという質問です。

ちょっと長くて、うまく整理できたかどうか分からないのですが、よろしく願いいたします。

○相澤座長 では、中村さん。

○中村構成員

子どもの年齢について、お答えしたいと思います。「聴かせてワークショップ」は、小学校1年生から高校生の子どもたちに意見を聴いていますが、児童養護施設で生活する子どもの数的には小学生が多いという状況もあり、76名のうち、多くは小学生でした。小学生でも、はっきりと意見を伝えてくれていました。アドボカシーカフェにおいても、これは大人になった経験者の声ですが、小学生だから話す権限がないみたいなことがあるという話をしてくれていましたが、私からすると、小学生でも幼児でも自分たちの意思を持っていて、話もできる。

それを聴く大人の力量がとても大切だと思います。大谷さんが言われたように、何歳以上だからよしという話ではないなと思っています。このアドボカシーでも、年齢を限定したりせず、小さいお子さんや、井上さんの話でもありましたが、障害児入所施設で生活している子どもたちや、将来的にはさっき奥山先生が言った在宅措置の子どもも含めた、かなり多様な視点で子どもアドボカシーシステムを考えていかないといけないのではないかなと思っています。

○川瀬構成員 2つ目の質問のお答えになるか、ちょっと分からないですけども、まずは子どもが話を聴いてほしい、共感してほしい、理解してほしいのか、それとも解決してほしいのかを見定めていく必要があるなと思っています。

今回、いろいろな経験者、子どもの話を聴いていく中で、子どもは解決してほしいと思っていることが多いのだなと思いました。言っても何も物事が変わっていかないのであれば、声を上げる意味がないと子どもは学習していくので、その話を聴いてほしい、自分のことを分かってほしい、理解してほしいということなのか、解決してほしいのかは、まず入り口のところでの1つの判断軸になると思います。

あとは、命に関わること、法律に触れることに関しては、それをアドボケイトが1人で判断するのではなくて、みんなで共有することがあることを子どもにも了解を取っていく。話を聴いてほしいのか、解決してほしいのか、あるいは誰まで話をしていいのかということ、子どもの了解を取りながら関係を築いていくことが大事であると、現時点では考えています。ただ、大谷先生のお話をお聴きして、実際に仕組みを回していったときに、いろいろな葛藤が起きるのだろうということは、改めて思いました。また勉強したいと思います。

ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

時間が大分超過しましたので、前橋構成員から手が挙がっていますので、これを最後にしたいと思います。前橋構成員、お願いします。

○前橋構成員 前橋です。どうぞよろしくお願いします。

社会的養護経験者の方のお話、ある意味厳しいなという印象があったのですがけれども、

非常にいいお話ありがとうございました。

それで、特に社会的養護経験者の方の、変わってほしい、そして、変えたいというお気持ちがよく伝わってきたのですけれども、その場合のインケアの子どもたちとの交流というのですか、インケアの子どもたちと一緒に動いていくということも考えたらいいのではないかと思ったのですけれども、何かその辺についてのお考えとか、あるいはこういうふうにしたらいいのではないかということがもしあれば、教えていただければと思います。

お願いします。

○中村構成員 ありがとうございます。中村がお答えします。

子どもたちも、外部から来る、話を聴いてほしい大人の中に、施設とか里親家庭経験者等、同じような経験をした人に話を聴いてほしいという声がありました。私たちも、先ほどの布施さんの発表でもありましたが、インケアの子どもたちの声というのを本当は制度に反映させたいという思いがありますが、実際は、インケアの子どもたちにどうアクセスができるかという、難しさを感じています。

今回、「聴かせてワークショップ」をさせていただいた施設さんとかは、目的を理解してもらい協力を得られた施設や里親家庭の子どもたちにお話を聴かせてもらったという状況でした。全国的に見ると、協力してくださる施設はまだまだ少ないのではないかと思います。なので、今後、施設さんとか里親さんの理解が得られるといいなと思っています。

あとは、全国でも、施設の状況とか里親家庭の状況が違うなということが今回見えてきました。これまで、大阪とか東京の経験者の声が多く聴かれており、そうでないエリアの子どもたちの声を届けたいということで、九州の子どもたちの声を聴かせていただきました。やはり自治体によっても違いがありますので、できたら全国の施設さんとか里親家庭とか、全国の子どもたちの声も拾い上げていけるような活動ができないかなと思っています。既に構想としては考えているのですが。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

いろいろな視点から経験者としての貴重な御意見、御要望ありがとうございました。この言葉で終わらせないで反映できるように、このワーキングでは検討していきたいと思えます。

本日は、大変有意義な、示唆に富んだ幅広い御意見をありがとうございました。心より感謝申し上げます。

最後に、事務局から次回日程など連絡事項をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○金子室長補佐 次回ですが、これまでのヒアリングや御議論を踏まえまして、改めて構

成員の皆様に御議論いただく回を考えております。日程は、調整の上、後日御連絡いたします。

○相澤座長 時間が大分超過しまして、大変申し訳ございませんでした。それでは、本日のワーキングチームはこれにて閉会といたします。

御出席の皆様、どうもありがとうございました。ちょっと早いですけれども、よい年をお迎えくださいませ。